

別紙

諮問第659号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる本件非開示情報1については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日発令の処分に至るまでの全資料」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が本件開示請求に係る対象保有個人情報として別表に掲げる本件対象保有個人情報1から6までを特定した上で、平成30年6月4日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、条例16条2号、4号及び6号に基づき適正になされたものであり、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年8月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年11月1日に実施機関から理由説明書を、同月26日に審査請求人から意見書を収受し、令和2年2月20日（第205回第一部会）から同年9月30日（第208回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定における非開示部分、非開示条項及び非開示理由は、別表に記載のとおりである。

審査会は、上記非開示部分について、別表のとおり本件非開示情報 1 から 7 までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

イ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人の任命権者である実施機関が、審査請求人の服務監督権者である〇〇教育委員会に対して、審査請求人による服務事故について、人事上の措置を依頼する過程において作成又は受領した文書に記載された審査請求人の情報である。

本件対象保有個人情報 1 は、当該服務事故の発生日時のうち、平成〇年〇月〇日までの間において審査請求人の服務監督権者であった〇〇教育委員会から実施機関が受領した、当該服務事故に関する報告書であり、本件対象保有個人情報 2 は、同年〇月〇日以降において審査請求人の服務監督権者である〇〇教育委員会から実施機関が受領した、当該服務事故に関する報告書である。

本件対象保有個人情報 3 は、当該服務事故について、事件事実を確認するために、実施機関が審査請求人以外の教職員に対して実施した事情聴取の記録である。

本件対象保有個人情報 4 及び 5 は、審査請求人等の教職員等に対する懲戒、分限等に関する処分について、実施機関内に設置された教職員懲戒分限審査委員会が行った審査に係る文書である。

本件対象保有個人情報 6 は、本件対象保有個人情報 1 から 5 までを踏まえて、審査請求人等の教職員に対する措置等の依頼等を実施機関が決定した文書である。

ウ 本件非開示情報 1 から 7 までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報 1、2 及び 6 には、当該服

務事故に関し、その発生状況並びに学校及びこれを管理する区市教育委員会の対応措置等が記載されているが、本件非開示情報1は、これらの記述の一部であり、これを除く部分については、審査請求人に開示されていることが確認された。

この点について実施機関に確認したところ、本件対象保有個人情報1、2及び6に記載された文言のうち、審査請求人において知り得る情報であると明確に判断できない部分について、条例16条2号及び6号に該当するため、非開示としたとのことである。

審査会が見分したところ、記述内容から、確かに本件非開示情報1は、審査請求人にとって不知である可能性が排除できないとの事情がうかがわれるものの、その内容は服務事故が発生するに至る事実経過及び事故への対応状況であり、服務事故が発覚した際に職務遂行の一環として当然に報告されるべき内容にとどまるものであると認められる。

これを前提とすると、実施機関が主張する、関係者が率直な意見の表明をためらい、適切な報告がなされなくなるおそれは認められず、条例16条6号に該当しない。

続いて、同条2号該当性について検討する。

本件非開示情報1には、開示請求者以外の個人の行動に関する情報が記載されていることから、同条2号本文に該当する。

しかしながら、上記のとおり、本件非開示情報1は、服務事故が発生した際における職務遂行の一環としての報告内容に関するものであることから、当該情報は同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号にも該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、当該服務事故に対する区市教育委員会の所見が記載されている。

これらの情報を開示することにより、関係者からの反応を懸念し、今後、所属教職員の服務事故に関して、区市教育委員会が率直な意見を記入することを

ためらうようになるなど、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、首肯できる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、第〇回卒業生の氏名、所属クラス及び出席番号が記載されている。当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関によると、審査請求人は、上記卒業生の卒業後に当該学校に配属されたとのことである。そのため、本件非開示情報 3 に記載されている内容については審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書に該当しない。

また、本件非開示情報 3 の内容及び性質から、同号ただし書口及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報 3 は、条例16条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には、校舎内の室配置が記載されている。

これらの情報については、開示することにより校舎の内部構造等が明らかになり、校舎内への侵入等の実行を容易にし、学校の安全を脅かすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があるといえる。

したがって、本件非開示情報 4 は、条例16条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報 5 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、起案文書の件名の一部として、事情聴取対象者の職及び氏名が記載されている。当該情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査会が見分したところ、事情聴取対象者は同号ただし書ハに規定する公務員等ではあるものの、当該事情聴取は事情聴取対象者自身の処分や措置に関連して行われたものであり、本件非開示情報5に記載されている内容は事情聴取対象者の職員としての身分取扱いに係る情報であると認められる。

したがって、職務の遂行に係る情報に当たらないことから、同号ただし書ハに該当しない。

また、本件非開示情報5の内容及び性質から、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報5は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

審査会が見分したところ、本件非開示情報6には、服務事故に関して実施された関係者からの事情聴取の内容並びに当該関係者の職及び氏名が記録されている。

これらの情報を開示することにより、事情聴取対象者が事故者の反応を懸念して率直な発言を躊躇するようになるなど、今後、同種の事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報6は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報7について

審査会が確認したところ、本件非開示情報7には、審査請求人を対象とした事案を含む教職員等に対する懲戒処分等について、教職員懲戒分限審査委員会へ

の諮問件数、懲戒処分等の案及び審議結果が記載されている。

これらの情報は、教職員懲戒分限審査委員会への諮問又はそれに対する答申の段階での案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、関係者からの干渉を招くなど、実施機関が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報7は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑